

第六十五回国会 衆議院 通信委員會議録 第三号

昭和四十六年二月十六日(火曜日)

午後四時五十二分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事 内海 英男君 理事 加藤常太郎君

理事 古川 丈吉君 理事 本名 武君

理事 水野 清君 理事 古川 喜一君

理事 樋上 新一君 理事 栗山 礼行君

加藤 六月君 佐藤 守良君

羽田 政君 林 義郎君

阿部末喜男君 武部 文君

米田 東吾君 中野 明君

土橋 一吉君 中村 拓道君

出席國務大臣

郵政大臣 井出一太郎君

出席政府委員

郵政政務次官 小淵 恵三君

郵政大臣官房長 野田誠二郎君

郵政省郵務局長 竹下 一記君

郵政省經理局長 溝呂木 繁君

委員外の出席者

通信委員会調査 室長 佐々木久雄君

委員の異動

二月十三日

辞任

土橋 一吉君

同月十六日

辞任

谷口善太郎君

補欠選任

土橋 一吉君

二月十六日

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○金子委員長 これより會議を開きます。

理事會の協議により、本日付託になりました郵便法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

郵便法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律
郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。
第三条(郵便に関する料金) 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な經營の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができに足りる収入を確保するものでなければならぬ。

第四條 削除
第十七條の見出し中「容積、重量」を「大きさ」に改め、同条第一項を次のように改める。
通常郵便物は、次に掲げる大きさ及び重量をこえることができない。

一 大きさ
イ 長さ 四十センチメートル
ロ 幅 二十七センチメートル
ハ 厚さ 十センチメートル
二 重量
イ 第一種郵便物 四キログラム
ロ 第三種郵便物及び第四種郵便物(ハに掲

げるものを除く) 一キログラム

ハ 第四種郵便物のうち第二十六條第一項第二号又は第三号に掲げるもの

三キログラム

第十七條第二項中「郵便物」を「通常郵便物」に改め、同条第三項中「容積において第一項の長さ、幅及び厚さの各、二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物」を「第一項に規定する大きさ又は重量の制限をこえる第一種郵便物」に改め、同条に次の一項を加える。

小包郵便物は、省令で定める大きさ及び重量の最大限及び最小限の制限の範囲内のものでなければならぬ。

第二十一條第二項中「具備するもの」の下に「以下「定形郵便物」という。」を加え、「十五円」を「二十円」に、「二十円」を「二十五円」に改め、同条第三項を次のように改める。

定形郵便物以外の第一種郵便物(以下「定形外郵便物」という。)の料金は、次に掲げる額とする。

一 重量五十グラムまでのもの 四十円

二 重量五十グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに十五円の割合で算出した額を四十円に加えた額

三 重量二百グラムをこえる五百グラムまでのものの二百グラムをこえる百グラム又はその端数ごとに三十円の割合で算出した額を八十五円に加えた額

四 重量五百グラムをこえる一キログラムまでのものの二百五十円

五 重量一キログラムをこえる二キログラムまでのものの七百円

六 重量二キログラムをこえるもの 二キログラムをこえる一キログラム又はその端数ごとに

に五百円の割合で算出した額を七百円に加えた額

第二十一條第四項中「十五円」を「二十円」に改め、同条第六項中「第二項又は第三項に規定する第一種郵便物」を「定形郵便物又は定形外郵便物」に改める。

第二十二條第二項中「七円」を「十円」に、「十四円」を「二十円」に、「八円」を「十円」に改める。

第二十三條第四項を次のように改める。

第三種郵便物の料金は、郵政大臣が郵政審議會に諮問したうえ省令で定める。この場合において、その額は、同一重量の第一種郵便物の第二十一條第二項及び第三項に規定する料金の額より低いものでなければならぬ。

第二十六條第二項を次のように改める。

第四種郵便物(前項第二号及び第三号に掲げるものを除く)の料金は、郵政大臣が郵政審議會に諮問したうえ省令で定める。この場合において、その額は、同一重量の第一種郵便物の第二十一條第二項及び第三項に規定する料金の額より低いものでなければならぬ。

第二十七條中「第一種郵便物(郵便書簡を除く。)」を「定形郵便物及び定形外郵便物(以下「市内特別郵便物」という。))」に、「同条第二項に規定するもの」を「定形郵便物」に、「十二円」を「十六円」に、「十六円」を「二十円」に、「同条第三項に規定するもの」を「定形外郵便物」に、「二十円」を「三十二円」に、「二十八円」を「四十円」に改め、同条第一号中「都の同一区内又は京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市中若しくは北九州市の同一区内」を削り、同条第四号中「(都の同一区内又は第一号に規定する市の同一区内のみにて発着するものにあつては、二百通)を削る。

第二十七條の二中「百分の十」を「百分の十

五」に、「百分の五」を「百分の七」に改め、同条を第二十七条の三とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二(第一種郵便物の料金の軽減)

市内特別郵便物以外の定形郵便物又は定形外郵便物で、省令で定める形状、重量、様式又は取扱いに關する条件を具備するものの料金は、第二十一条第二項又は第三項の規定にかかわらず、郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ、省令で、これらの規定に定める額を軽減した額とすることができる。

第二十九条ただし書中「第二十一条第二項に規定する第一種郵便物」を「定形郵便物」に改める。

第三十一条中「郵便事業に係る原価」を削り、「政令」を「郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ省令」に改める。

第三十八条第三号中「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前二号に掲げる場合のほか郵便の役務の全部又は一部を提供しなかつた場合で、省令で定める場合に該当するときにおける当該郵便物の料金

第三十九条中「及び第二号の料金」を、「第二号及び第三号の二の料金」に改める。

第四十条第一項後段を削り、同条第二項中「左の料金」を「省令で定める額の転送料」に改め、各号を削り、同条第三項を削る。

第五十三条第一項中「左の料金」を「省令で定める額の還付料」に改め、各号を削り、同条第三項第二号中「第五十八条第六項第一号イに掲げる書留料」を「書留料(第五十八条第五項の規定による書留に係るものを除く)として定められた額のうち最低のもの」に改め、同条第二項を削る。

第五十七条の見出し中「種類」の下に「及び料金」を加え、同条中「郵便物の特殊取扱として」を削り、「ところ」の下に「に」によるほか省令の定めるところ」を加え、「及び年賀特別郵便の取扱」

を「年賀特別郵便その他の郵便物の特殊取扱」に改め、同条に次の二項を加える。

引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換及び特別送達取扱いは、書留とする郵便物につき、これをするものとする。

特殊取扱の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ省令で定める。

第五十八条第四項中「前二項の場合において」を削り、「損害賠償額を三千元」を「同項の規定の適用については、省令で定める額を損害賠償額」に改め、同条第五項中「二千元」を「三千元」に改め、同条第六項を削る。

第六十条第三項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十二条第二項から第四項までを削る。

第六十三条第一項中「省令の定める贈本によつて」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第六十三条の二を削る。

第六十四条第一項中「差出人の指定に従つて郵便物又は郵便振替により」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 削除

第六十六条第二項中「で書留とするもの」を削り、同条第三項を削る。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 削除

第六十八条第二項第一号中「三千元」を「同項の省令で定める額」に、同項第三号中「二千元」を「三千元」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、第二十一条第二項から第四項まで、第二十二条第二項及び第二十七条の改正規定は、昭和四十七年二月一日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十三条第四項、第二十六条第二項、第三十一条及び第五十七条第三項の規定に

よる郵政大臣の郵政審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行なうことができる。

理 由

郵便事業の運営に要する財源を確保するため郵便物の料金を改定するとともに、利用者に対するサービスの改善及び事業の効率化を図るため新しい役務を弾力的に提供することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金子委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。井出郵政大臣。

○井出郵政大臣 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案の提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の運営に要する財源を確保するため郵便料金を改定するとともに、新しい役務を弾力的に提供する道を開く等利用者に対するサービスの改善及び事業の効率化をはかるために所要の規定の改正を行なうとするものであります。

まず、郵便料金の改定について申し上げます。

郵便料金は、昭和四十一年に改定されて今日に至っておりますが、最近における諸経費、特に年々一〇%をこえる人件費の上昇のために、事業財政は昭和四十五年度において相当の不足を生じている状況でございます。このまま推移いたしますときは、昭和四十六年度以降において収支の不均衡がますます大きくなることが予測されております。また、増加する郵便物を円滑に送達し、郵便業務の正常な運営を確保するためには、大都市及びその周辺を中心に、必要な要員を確保し、局舎、施設を拡充し、事業の近代化、機械化をさらに推進することが急務であります。

これらの問題を解決し、郵便に負託された社会

的な責務を達成するため、かねて郵政審議会にその方策を諮問しておりましたところ、旧臘、答申を得ましたので、その趣旨を体し、業務の正常な運営を確保し、郵便事業の収支の均衡を維持するため、郵便料金を改定するほか、その他所要の改正を行なうこととした次第であります。

料金改定のおもな内容としたしましては、第一種郵便物は、定形郵便物については二十五グラムまで十五円を二十円に、定形外郵便物については五十グラムまで二十五円を四十円に改め、また、通常はがきにつきましては七円を十円にいたしましたと考えております。

次に、この法律案におきましては、郵便料金関係の規定の整備を行なっております。

その一は、郵便料金に關する規定を明確にしようとするものであります。すなわち、郵便料金は、郵便事業の能率的な経営のもとにおける適正な費用を償い、その健全な運営をはかることができるに足る収入を確保するものでなければならぬ旨の規定を新たに設けようとするものであります。

その二は、封書、はがきなどの第一種及び第二種郵便物は、国がその送達を独占しているものであり、また、郵便物の大部分を占め、国民生活に密着したものでありますから、その料金はこれまでどおり法律で定めることとし、その他の郵便物、すなわち、新聞、雑誌などの第三種郵便物、通信教育、農産物種苗、学術刊行物などの第四種郵便物及び小包郵便物は、その内容となるものが他の手段でも運送、集配をすることができ性格のものでありますので、法律で基準を定め、そのワケ内で、その決定を省令に委任することとしたしております。また、書留、速達などの特殊取扱いの料金は、その利用が利用者の選択にゆだねられている特別のサービスの対価であつて、特別料金ないし附加料金をありますので、その決定を省令に委任することとしております。

なお、これらの省令に委任される料金は、郵政審議会に諮問した上決定いたしますこととしておりま

す。

第三に、この法律案におきましては、需要に即したサービスを弾力的に提供し得る道を開くこととしております。

現在では、サービスの種類、料金等すべて法律事項となつてゐるため、新しい役務の提供にはそのつど法律改正の手續を要しますので、この点を改め、第一種郵便物のうち一定の条件を具備するものについては、省令で料金を軽減する道を開き、また、特殊取り扱いについても省令で新しい取り扱いができるようにするものでありまして、これによつてサービスの改善を行なうとともに、事業経営に弾力性を与えようとするものであります。

以上のほか、この法律案におきましては、利用者に対するサービスの改善をはかるために、速達郵便物を転送するときは、速達料を徴することなく速達の取り扱いで転送することとし、また、料金還付の範囲を広げ、さらに、事業の能率的な運営をはかるために、あらかじめ区分するなど一定の要件のもとに差し出される郵便物に対して適用される料金減額制度について、減額率の限度を百分の十から百分の十五に引き上げる等の改正を織り込んでおります。

なお、この法律案の施行期日は、本年七月一日を予定しておりますが、第一種及び第二種郵便物につきましては、これらが最も国民生活に密着したものであることにかんがみまして、その料金の改定の時期は、明年二月一日といたしております。

以上、提案理由及び主要内容を申し上げますが、今後さらに事業の近代化を推し進め、郵便の送達速度の安定をはかることにより、国民各位の信頼を回復するよう懸命の努力を傾ける所存でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は、明十七日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

昭和四十六年二月二十三日印刷

昭和四十六年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A